

1. 政策及び目標等

政 策	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
達成すべき目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。
測定指標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況（金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。）

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	<p>以下の点に留意した検査に係る基本方針を策定し、基本計画に従い検査を実施</p> <p>効果的・効率的な検査の実施に資するよう、検査の具体的なプロセスを明確化した「金融検査に関する基本指針」に基づく検査等を実施</p> <p>金融機関自身の経営改善に向けての動機付け等を図る観点から策定した「金融検査評価制度」の試行を実施</p> <p>利用者保護、プロセス・チェックの重視等、金融実態に応じた的確な検査の実施</p> <p>検査態勢の充実に向けて組織的取組みを実施（財務局との連携充実、e-ラーニング導入に向けた検討等検査官教育の充実、システム高度化による情報管理態勢の充実等）</p>
参考指標	<p>検査実施状況（金融検査に関する基本指針の運用状況の検査モニター実施状況等）</p> <p>試行実施状況</p> <p>検査実施状況及び検査指摘状況</p> <p>態勢の充実状況等（研修の充実状況等）</p>

3. 政策の内容

本事務年度は、金融改革プログラムの開始の年であり、金融行政のフェーズの転換に対応していくため、透明性・予測可能性の向上、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みの促進、検査の効率化、等に配慮し、検査を実施していく必要がありました。

このため、平成 17 事務年度検査基本方針において、金融検査に関する基本指針に基づく検査、金融検査評価制度を踏まえた取組み、利用者保護への対応・

プロセス・チェックに重点を置いた検証、財務局との連携充実、ITを活用した研修の一層の充実、等を掲げ、基本計画に従い検査を実施することとしました。

4.平成17事務年度における事務運営についての評価

金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況

17検査事務年度において、銀行等（銀行持株会社を含む）については、103件の検査を実施したほか、信用金庫・信用組合等の協同組織金融機関について214件、保険会社について13件、その他金融機関について368件の検査をそれぞれ実施することができ、業態ごとにみてほぼ計画を達成しました。

(1)金融検査に関する基本指針に基づく検査等の実施

金融検査に関する基本指針の運用状況は、検査モニターの結果、双方向の議論について一部問題がみられるものの、検査の執行状況・検査手法全般等について、全体として、「満足」又は「概ね満足」の評価をいただいていることから、効果的・効率的な検査の実施に向けて、一定の成果があったと考えています。

(2)金融検査評定制度

金融検査評定制度は、「平成18年1月以降予告する（無予告の場合は立入を開始する）検査より、試行を開始する」（『預金等受入金融機関に係る検査評定制度について』の試行等について）（17年7月1日公表）としていましたが、準備期間において目線合わせに取り組んだ結果、当初の予定通り、試行を開始することができました。また、試行準備期間等に金融機関から寄せられた疑問点等に関して、Q&Aを作成・公表したことにより、評定制度に対する金融機関関係者の理解の一層の向上につながったものと考えています。

(3)利用者保護、プロセス・チェックの重視等、金融実態に応じた的確な検査の実施

検査において、利用者保護、プロセス・チェックに重点を置いた法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の広範な検証を重点事項として掲げて検証した結果、次のような事例を検査で把握し、金融機関に指摘を行いました。金融機関においては、改善に向けた取組みが行われており、金融実態に応じた的確な検査の実施について一定の成果があったと考えています。

利用者保護への対応

ア.個人情報保護等

- ・ グループ会社に提供する顧客情報については、ガイドラインを定めて管理しているものの、ガイドラインに反し、顧客の同意を得ずに子会社に対して顧客情報を提供している事例のほか、顧客の適合性の確認等を行わないまま、顧客情報を提供している事例。

イ．説明責任及び契約の履行状況

- ・ 統括部署や各担当部署が、営業店に対し、顧客に対する説明責任を徹底することを十分に指導していないことから、投資信託の販売に当たり、顧客に対する商品内容の説明不足により証券事故となっている事例等が認められるほか、説明不足に起因する苦情が多数発生している事例。

ウ．苦情等処理態勢

- ・ 営業職員等に対する苦情の定義の周知が不十分なことなどから、担当部署への報告が行われておらず、多数の苦情が把握されていないことや、担当部署において、寄せられた苦情内容の分類を行うにとどまり、踏み込んだ原因分析や抜本的な対応策が講じられていないことから、同様の苦情が繰り返し発生している事例。

エ．金融取引の安全の確保

- ・ 偽造・盗難キャッシュカードによる不正払出しに対する未然防止について、異常取引の懸念のある口座のモニタリングを行っているものの、「本人への確認不要」と判断したものから、不正払出し被害が発生している事例。

プロセス・チェックに重点を置いた法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の広範な検証

- ・ 不動産ノンリコースローンの実施において、建築基準法等に違反している物件の取扱基準等を定めておらず、不動産管理処分の受託基準を援用しているものの、当該基準では、違法建築物に対する融資が可能となっている事例。
- ・ 仕組債等について、所管部署において事前にリスクを十分に検討することなく投資が行われているなど、適切なリスクコントロールが行われていない事例。

このほか、検査マニュアルの整備等を通じて、金融実態に応じた的確な検査が実施できたと考えています。

(4) 検査態勢の充実に向けた組織的取組み(財務局との連携、e-ラーニング導入等に向けた検討等検査官教育の充実、システム高度化による情報管理態勢の充実)

検査局と財務局の間で連携態勢が充実し、検査における目線の統一につながりました。また、これらの取組みは、今後の検査官教育及び情報管理態勢の充実につながるものと考えています。

以上の重点施策を実施することによって、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保につながったものと考えています。

5 . 今後の課題

- (1) 金融商品取引法の制定を踏まえた利用者保護の徹底の要請や、バーゼル の開始等、現下の金融機関を取り巻く情勢の変化に留意し、適正かつ実効性のある検査の実施に努める必要があります。こうした中で、バーゼル への対応等を含め、金融検査マニュアルの改訂を行う必要があります。
- (2) また、金融行政のフェーズが転換していくにつれ、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みの促進が今後より一層求められることから、金融検査評価制度の本格施行に向けた対応や、金融機関のガバナンスに重点を置いた各種態勢の検証を進める必要があります。
- (3) 金融機関の運用資産や業務の多様化・国際化、業態を超えた金融コングロマリット化の進行によって、各金融機関が抱えるリスクが複雑化・高度化していることを踏まえ、個々の金融機関の特性に応じ、海外拠点等を含む、グループ全体の統合的なリスク管理への取組み状況を検証していく必要があります。
- (4) 以上を踏まえ、19 年度において、上記の検査等の実施のため、予算・機構定員要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。